

令和３年度能代市公営企業会計決算審査意見

地方公営企業法第３０条第２項の規定により審査に付された令和３年度能代市公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の決算及び証書類その他関係書類を能代市監査基準に準拠し、次のとおり審査を実施した。

１ 審査の対象

令和３年度 能代市 水道事業会計決算

令和３年度 能代市 下水道事業会計決算

２ 審査の期間

令和４年５月２５日から令和４年８月４日まで

３ 審査の実施内容等

- （１）審査に付された令和３年度能代市公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）の決算書類ならびに附属書類は、地方公営企業法、関係諸法令及び企業の財務に関する諸規則に適合しており、計数は正確であるかどうか、かつ、企業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか検証するため、関係書類との照合、帳簿記録について関係者から説明を求めたほか、必要と認めるその他審査手続きを実施した。
- （２）この決算における予算執行の結果が、地方公営企業経営の基本原則である経済性を発揮し、公共の福祉に寄与しているかどうかを審査した。

４ 審査の結果

審査に付された決算諸表は、関係法令の規定に適合しており、会計諸帳簿及び証書類と照合した結果、計数は正確であり、かつ、企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

また、各決算の内容、予算執行状況については適正であり、財政状態の概要とその留意事項については後述のとおりである。